

2014年1月21日

株式会社斐太工務店
代表取締役 小池一三様

一般社団法人 北海道自然保護協会
会長 佐藤 謙
石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会
代表 安田秀子
銭函海岸の自然を守る会
代表 後藤言行

「(仮称)八の沢風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」縦覧に関する緊急要請書

貴社は、標記配慮書について、経済産業大臣・北海道知事・石狩市長・当別町長に送付し、北海道庁・石狩市・当別町において、また、インターネット上において、平成26年1月14日から2月12日、午前9時から午後5時まで、配慮書の縦覧と意見聴取を始めております。

しかし、その縦覧はpdfファイルに加工された内容をコンピュータ上で眺めることができますが、決して紙媒体にコピーすることができないように制限されています。すなわち、貴社は、勤務等で縦覧場所に行く時間が確保できず、かつ、コンピュータを持たない人々は配慮書の内容を縦覧することができないという、極めて制限的な仕組みで、すべての住民に縦覧させない制限を加えております。

新しい環境影響評価法では、第三条の七(配慮書についての意見の聴取)において、「第一種事業を実施する者は、事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

(第二種事業については事業者が任意に実施)」とされており、また、中央環境審議会答申における「今後の環境影響評価制度の在り方について」における配慮書手続きにおいて、住民、地方公共団体及び国(環境省)の役割として、「様々な形で関係地方公共団体や公衆の関与が必要」と明記されています。以上において、第一種事業であろうと第二種事業であろうと、事業実施段階前の手続きとして、「一般の意見」、または「公衆の関与」、すなわち「住民の意見が重要であること」を明記しております。

従って、貴社が八の沢風力発電所に関する配慮書において、pdfファイルを紙媒体にできないように制限して縦覧としている態度は、その計画をすべての住民に知らせないようにしていると判断できますので、法令の基本理念に反します。この点で、貴社の縦覧方法は大きな社会問題となりますので、ここに強く抗議します。

以上のことから、貴社は、pdfファイルから紙媒体にできない方法をすぐ止めることを強く要請いたします。次に、縦覧期間も、紙媒体としてすべての住民が読める状況になってから開始とする必要があります。ここに、以上の2点について、強く要請いたします。

以上の要請に対して、必ず貴社から私たちに、または、住民・国民宛てに善処した返事をいただけますようお願いいたします。なお、貴社の縦覧方法は、決して認めることができない方法ですので、以上の問題点を、私たちから経済産業省、環境省、地方公共団体など関係行政機関に伝え、行政としても法令に基づいた対処を求めることを付記します。